

令和6年度廃棄物処理施設維持管理記録簿
処分場名 舞阪吹上第2廃棄物最終処分場

■埋め立てた廃棄物の種類及び数量(t)

■埋め立てた廃棄物の種類及び数量(t)								残余容量(年度末時点)(年1回)			32,258 m ³	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
がれき類(破砕不適物)	-	-	-	-	-	-	-	-	7.75	-	-	-
産業廃棄物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
がれき類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	7.75	0	0	0

■水質検査の実施状況と措置(毎月)

[illegible]

■施設の点検(毎月)

えん堤

[illegible]

廃棄物処理施設維持管理状況記録簿

処分場名	舞阪吹上第2廃棄物最終処分場
地下水、放流水の別	浸透水
採取場所	NoA(池の水)
採取日	7月17日
検査結果が得られた日	7月29日

■水質検査の実施状況と措置(年1回)

項 目	基準値	検査結果 NoA
アルキル水銀	mg/l 検出されないこと	0.0005 未満
総水銀	mg/l 0.0005 以下	0.0005 未満
カドミウム	mg/l 0.003 以下	0.0003 未満
鉛	mg/l 0.01 以下	0.005 未満
六価クロム	mg/l 0.05 以下	0.005 未満
砒素	mg/l 0.01 以下	0.001 未満
全シアン	mg/l 検出されないこと	0.1 未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/l 検出されないこと	0.0005 未満
トリクロロエチレン	mg/l 0.01 以下	0.001 未満
テトラクロロエチレン	mg/l 0.01 以下	0.0005 未満
ジクロロメタン	mg/l 0.02 以下	0.002 未満
四塩化炭素	mg/l 0.002 以下	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/l 0.004 以下	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/l 0.1 以下	0.002 未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/l 0.04 以下	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l 1 以下	0.0005 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l 0.006 以下	0.0006 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/l 0.002 以下	0.0002 未満
チウラム	mg/l 0.006 以下	0.0006 未満
シマジン	mg/l 0.003 以下	0.0003 未満
チオベンカルブ	mg/l 0.02 以下	0.002 未満
ベンゼン	mg/l 0.01 以下	0.001 未満
セレン	mg/l 0.01 以下	0.001 未満
1,4-ジオキサン	mg/l 0.05 以下	0.005 未満
クロロエチレン	mg/l 0.002 以下	0.0002 未満
検査結果(異常の有無)		無
必要な措置を講じた年月日とその内容		月 日 -

備考:「検出されないこと」とは、定量限界(アルキル水銀化合物 0.0005mg/l、全シアン0.1mg/l、ポリ塩化ビフェニル(PCB)0.0005mg/l)を下回ることをいう。

廃棄物処理施設維持管理状況記録簿

処分場名	舞阪吹上第2廃棄物最終処分場	
地下水、放流水の別	地下水	
採取場所	観測井No.B(処分場北西上流側)	観測井No.C(処分場南東下流側)
採取日	7月17日	7月17日
検査結果が得られた日	7月29日	7月29日

■水質検査の実施状況と措置(年1回)

項 目	基準値	検査結果	
		観測井No.B	観測井No.C
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと	0.0005 未満
総水銀	mg/ℓ	0.0005 以下	0.0005 未満
カドミウム	mg/ℓ	0.003 以下	0.0003 未満
鉛	mg/ℓ	0.01 以下	0.005 未満
六価クロム	mg/ℓ	0.05 以下	0.005 未満
砒素	mg/ℓ	0.01 以下	0.001 未満
全シアン	mg/ℓ	検出されないこと	0.1 未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと	0.0005 未満
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 以下	0.001 未満
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01 以下	0.0005 未満
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02 以下	0.002 未満
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002 以下	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004 以下	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1 以下	0.002 未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04 以下	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1 以下	0.0005 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006 以下	0.0006 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002 以下	0.0002 未満
チウラム	mg/ℓ	0.006 以下	0.0006 未満
シマジン	mg/ℓ	0.003 以下	0.0003 未満
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02 以下	0.002 未満
ベンゼン	mg/ℓ	0.01 以下	0.001 未満
セレン	mg/ℓ	0.01 以下	0.001 未満
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05 以下	0.005 未満
クロロエチレン	mg/ℓ	0.002 以下	0.0002 未満
検査結果(異常の有無)		無	無
必要な措置を講じた年月日とその内容		月 日	月 日
		-	-

備考:「検出されないこと」とは、定量限界(アルキル水銀化合物 0.0005mg/ℓ、全シアン0.1mg/ℓ、ポリ塩化ビフェニル(PCB)0.0005mg/ℓ)を下回することをいう。